

令和5年1月16日

各 位

理事（研究・社会連携担当） 惠下 隆

## 【ご案内】共同研究における間接経費等の見直しについて

### 【経緯】

近年、産学連携を深化させるための大学側の体制強化や、企業におけるイノベーション推進のための意識・行動改革の促進など、イノベーション創出のための具体的な行動を産学が連携しながら実行・実現していくことが重要となっております。

このような状況を受け、大学等と企業の組織的な連携体制の構築を目指して、文部科学省と経済産業省が、平成28年に「産学連携による共同研究強化のためのガイドライン」を、令和2年には追補版を策定しております。

「組織」対「組織」の関係構築を行うための処方箋等を提示したこれらガイドラインでは、大学と企業が、全学全社を挙げて構築する1対1の関係をより強固なものとするため、大学が必要なコストを積み上げ、企業が大学の「知」を正しく評価し、共同研究にとどまらず、人材育成やベンチャー支援を含む様々なプロジェクトを包括する連携について、投資に見合った価値を提供する観点から共同研究契約を行っていくことが求められております。

現在、本学では、受託研究は直接経費の30%を、共同研究は10%を間接経費として、企業様へお願いしておりますが、令和5年4月1日以降、新規の共同研究等契約締結分から下記のとおり、新たな間接経費率を適用させていただきたいと考えております。

企業様には、どうぞご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【変更内容】

#### (1) 間接経費率の改定

間接経費 現行 10% ⇒ 30%

※ 直接経費の総額が10万円に満たない場合、3万円

※ 直接経費の総額が1千万円を超える場合、300万円

※ 契約の相手方が、国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体、大学等教育研究機関の場合、協議のうえ決定

※ 令和5年4月1日新規契約分から適用（期間延長など変更契約分は従前のおり）

(2) 研究担当教員等の人件費相当額の積算（直接経費）

1時間当たりの単価は次の金額以上とし、当該教員等が定められるものとする。

教 授 : 6,000円

准教授・講師 : 5,000円

助 教 : 4,000円

学 生 : 2,000円